

一般競争入札公告

公益財団法人さいたま市産業創造財団の令和7年度ブランドプロモーションプログラム業務に係る一般競争入札を行うので、下記のとおり公告する。

令和7年4月30日

公益財団法人さいたま市産業創造財団
理事長 中村 雅範

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度ブランドプロモーションプログラム業務

(2) 数量

一式

(2) 特質

詳細は、令和7年度ブランドプロモーションプログラム業務委託仕様書の定めるところによる。

(3) 履行場所

詳細は、令和7年度ブランドプロモーションプログラム業務委託仕様書の定めるところによる。

(4) 履行期限

詳細は、令和7年度ブランドプロモーションプログラム業務委託仕様書の定めるところによる。

2 入札に参加する者に必要な事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

ア さいたま市内企業についてブランディング伴走支援を行った実績が8社以上あること

イ 経済産業省のデザイン選定制度（Gマーク賞選定、キッズデザイン賞選定など）について2種以上の選定実績があること

ウ 公益社団法人のデザイン団体（JIDA 日本インダストリアルデザイン協会・JAGDA 日本グラフィックデザイン協会・SADECO 埼玉デザイン協議会など）に所属していること

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当しない者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てが成されている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

3 令和7年度ブランドプロモーションプログラム業務委託仕様書の交付等

(1) 交付場所

さいたま市中央区下落合5-4-3 さいたま市産業文化センター4階
公益財団法人さいたま市産業創造財団 企業支援課
電話 048（851）6652

(5) 交付期間

公告の日から令和7年5月15日まで（土・日・祝日を除く午前9時から正午まで
及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(6) その他

高付加価値サービス創出支援仕様書は、3(1)の場所において、本入札の公告日から
令和7年5月15日まで閲覧に供するものとする。

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

入札参加希望者は、一般競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書兼調達仕様書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 提出場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参または電子メールによる送付

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

一般競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出した者に対し、参加資格確認終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

すべて郵送またはメールとする。

(2) 交付日時

令和7年5月19日までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月21日 午前16時30分

イ 場所

さいたま市中央区下落合5-4-3 さいたま市産業文化センター5階 会議室

(3) 入札保証金

免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月21日 一般競争入札に付する6(2)アの入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札を担当する課

企業支援課

7 契約手続き等

- (1) 契約保証金
免除とする。
- (2) 契約書の作成の要否
要
- (3) 議決の要否
否

8 その他

詳細は、入札説明書兼調達仕様書によるものとする。